



償却資産の申告をしていますか

固定資産税には、土地と家屋以外に償却資産（事業用資産）があります。法人や個人で町内で事業を行っているかたは地方税法第383条の規定に基づき資産の増減に関わらず、毎年1月中に償却資産の申告が必要です。

償却資産の対象となるもの（例）		
農業・畜産業 農業用構築物、ビニールハウス、牛舎・堆肥舎（家屋以外）、農耕作業用車両（乗用型以外）など	漁業 漁船・エンジン（船外機）、釣り具（網）、水槽、機械設備（魚群探知機）など	自動車整備、ガソリン販売業 オートリフト、オイルチェンジャー、洗車機、溶接機、地下タンク、独立キャノピー、照明設備、ガソリン計量器、防壁など
飲食業 厨房設備、接客用家具、備品、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫など	医療・薬局・福祉 各種医療用機器（ベッド）各種キャビネットなど	小売業 商品陳列ケース、冷蔵庫・レジスター、自動販売機など
※太陽光発電 太陽光パネル・付属設備 フェンスなど	不動産貸付業 外構工事（門・塀・緑化施設） 駐輪所・駐車場・照明 門・塀・監視カメラなど	建設業 ・軽自税対象以外のブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、ミキサー ・大型特殊自動車など

各業種共通

パソコン、コピー機、ルームエアコン、内装・内部造作等、外灯、舗装路面、看板（広告塔・案内板・ネオンサイン）、駐車場・駐輪場設備など

※事業のために用いている太陽光設備は発電出力量や全量売電か余剰売電に関わらず償却資産の申告が必要です。ただし、個人の住宅用で家屋の屋根などに設置し余剰を売電する場合で10キロワット未満の場合は売電するための事業用資産とならないため償却資産の申告は不要です。

問い合わせ先

役場税務課 固定資産税係
☎ (86) 1172 [直通]

○申告対象にならないもの

- ・自動車税、軽自動車税の対象となる自動車
- ・無形固定資産（鉱業権、特許権、営業権、漁業権、ソフトウェアなど）
- ・耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの
- ・取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

○申告方法

毎年1月1日時点で所持している資産（耐用年数が経過した資産も含む）や、その前年度に増加または減少した資産などについて償却資産申告書に記載し、税務課に提出してください。

前年度の資産から増減がない場合でも申告は毎年必要です。

※申告に必要な書類は税務課でも取得可能です。

危険空き家の解体費用を補助

町では、倒壊のおそれがあるなどの危険な空家の解体を促進し、安心して生活できる環境を確保するため、空き家などの解体工事の費用の一部を補助します。

問い合わせ先

役場建設課建築係
☎ (86) 1132 [直通]

○補助金額

解体撤去工事に係る費用の80%以内の額

○条件

- ・長島町危険空家等解体撤去事業補助要綱に定める基準を満たす
- ・公共事業などの補償の対象となっていない
- ・火災を原因とするものではない
- ・町税などの滞納がない
- ・家財や立木、車両、門扉、地下埋設物の撤去・処分費用は対象外です
- ・倉庫単体の解体撤去は対象外など

○募集期間

12月15日（月）～令和8年1月16日（金）

※申請件数が多数の場合は、早期に締め切る場合があります。

※令和9年度分の申請になります。

※現地調査で補助対象外と判断される場合があります。

※申請した場合でも、必ず実施できるわけではありません。

